

秋田市長

佐竹 敬久氏

**重ねた努力無視**  
生活保護費は国費、地方費も含め大変な金額で、根本的見直しを議論することに異論はない。だが、いきなり国庫負担率の引き下げを通告されれば、重大なルール違反だ。地方は努力を重ねて削減を取りまとめたのに、無視されるのは心情的にも到底受け入れ難い。

**社会要因が影響**  
生活保護の理念は、憲法の生活保障権に基づいている。過去には厚労省自身が「生活保護は国が



2011年の秋田市長選で初当選した。2期目の市長。生活保護費負担金等対策メンバー。47年生まれ。東北大学。

## 地方の裁量広がらぬ

生活保護費は国費、地方費も含め大変な金額で、根本的見直しを議論することに異論はない。だが、いきなり国庫負担率の引き下げを通告されれば、重大なルール違反だ。地方は努力を重ねて削減を取りまとめたのに、無視されるのは心情的にも到底受け入れ難い。

議論は、保護認定に自治体間のばらつきがあること、認定基準を是正すること、裁出抑制につなげるという観点から出てきた。せ、裁出抑制につなげるという観点から出てきた。せ、裁出抑制につなげるという観点から出てきた。

厚労省は五千四百億円の補助金削減を割り当てられたのに、回答額はたった百九億。しかも五つぐらいの補助金を含む。厚労省の対応に、全国市長会が保護認定などの事務を返上する方針で対抗するが、現在の生活保護受給者にしわ寄せはできないというところが前提となる。

### 生活保護費

国と地方の税財政を見直し三位一体改革。生活保護に責任を持つべきなのは国が地方が。義務教育費国庫負担金の廃止は地方分権に直結するの。そもそも三位一体改革は分権改革が財政再建か。六人の関係者に聞いた。生活保護の国庫負担率引き下げ案に、国立社会保障・人口問題研究所の京極高宣所長は「地方も自分の責任で福祉行政に臨むべきだ」と主張。佐竹敬久秋田市長は「単なる負担転嫁は地方の裁量拡大につながらない」と強硬に反発する。

(報道部・佐藤優) 11面に関連記事、次回は25日掲載

## 対論 三位一体改革

**生活保護費** 食費や光熱費に充てる生活扶助をはじめ8種類の扶助があり、現行では国が4分の3、都道府県(町村分)と市が4分の1を負担している。厚労省は生活医療、介護の3扶助について国庫負担率を2分の1に引き下げ、住宅、教育、生業、葬祭、出産の5扶助については廃止を検討。生活扶助額の算定方法も国の基準を廃し、地域の実情に応じて決められるよう見直ししている。児童扶養手当の国庫負担率を4分の3から2分の1に引き下げ案も浮上している。

地方の主張を聞くと、生活保護に関する事務を国の下請けとすり替えているかのようだ。生活保護は福祉の最前線で、地域福祉の原点ではないの。国の責任だけを強調する地方の姿勢は、生活保護に関する地方の責任をあいまいにし、弱者切り捨てになりかねない。地方は生活保護事務の返上で対抗しようとしている。国の下請け業務である機関委任事務ならそれも有り得るが、生活保護事務は国が責任を持つ地方にも協力してもらおうという法定受託事務。保護費の給付額を引き下事務返上という発想は間違いだ。

## 細かい対応が可能に

**福祉全体危うく**  
補助金削減メニューに出してきた、という地方の怒りは理解できるが、生活保護行政の見直しに着手しなければ日本の福祉全体が危うくなる。政府は前年度の三位一体改革で国民健康保険の七千億円を地方に移譲した。国保行政は市町村で

は規模が小さすぎ、都道府県にも負担してもらったことになった。広域医療圏整備などは、単位の者で、生活保護も同じ。現行で県が負担しているのは市町村分だけだ。市町村合併が進めば、負担がなくなる。併が進めば、負担はゼロ。東京都内の例だが、病院施設が充実して医療扶助も手厚いと評判の区に

近隣自治体から患者が多だけ扶助を負担するの数字引越した。区は市とは不公平。都も自分の負担を出すが妥当だ。この区担を出すが妥当だ。この区担を出すが妥当だ。この区担を出すが妥当だ。



きょうごく・たかのぶ 専門は社会保障論、社会福祉政策論。政府の「生活保護・児童扶養手当に関する関係者協議会」メンバー。42年生まれ。東大大学院修了。

「下請け」でない  
国庫負担率の引き下げで地方に移譲される一般財源は大きい。産業振興策などに力を注いで生活保護費の給付額を引き下げれば、余剰分は別の施設に振り分けられる。地方の主張を聞くと、生活保護に関する事務を国の下請けとすり替えているかのようだ。生活保護は福祉の最前線で、地域福祉の原点ではないの。国の責任だけを強調する地方の姿勢は、生活保護に関する地方の責任をあいまいにし、弱者切り捨てになりかねない。地方は生活保護事務の返上で対抗しようとしている。国の下請け業務である機関委任事務ならそれも有り得るが、生活保護事務は国が責任を持つ地方にも協力してもらおうという法定受託事務。保護費の給付額を引き下事務返上という発想は間違いだ。

京極 高宣氏

国立社会保障・人口問題研究所長